



重点支援地方交付金事業② 省エネ家電購入支援補助金を始めます

エネルギー価格高騰の影響を受ける市民を支援するため、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することで、省エネルギー性能の高い家庭用電気機械器具の普及を促進し、本市における温室効果ガス排出量の削減を図る。

1 補助対象家電

エアコン、電気冷蔵庫、照明器具、テレビ

2 補助対象家電の要件

- ・ 販売店から直接購入する新品の家電であること。
- ・ 経済産業省資源エネルギー庁公表の省エネ型製品情報サイトにて公表されている家電であること。
- ・ 経済産業省資源エネルギー庁が発行している省エネ性能カタログにおいて、省エネ基準達成率が100%以上の家電であること。
- ・ 補助金の交付を受けようとする者自らが居住する市内の住宅(併用住宅にあっては住宅部分に限る。)に設置する家電であること。
- ・ 令和8年9月1日から令和9年2月26日までに購入し、かつ、設置が完了したもの。

3 補助金の額

補助対象経費※の4分の1に相当する額とし、20万円を上限額とする。

※一度の支払いにおいて購入した補助対象家電の購入に係る費用(設置工賃、配送経費、処分経費、消費税及び地方消費税を除く。)

4 注意点

- ・ 販売店のポイント、クーポンを使用した場合、補助対象経費はその分を差し引いた金額とする。ただし、那須烏山市プレミアム付商品券(わくわく商品券)は補助対象経費として計上可能。
- ・ 補助金の交付は、当該年度において1世帯につき1回を限度とする。

この件に対する問い合わせ先

まちづくり課環境グループ 電話番号:0287-83-1120